

仕 様 書
(件名：除塵車特定自主検査整備他)

1 業務の名称

除塵車特定自主検査整備他

2 対象車種

(1) 名 称 クローラ式油圧ショベル (株式会社小松製作所)
型 式 PC78US-10
原動機の型式 コマツ SAA4D95LE-6
車体番号 31793
年 式 1997 年式

(2) 名 称 クローラ式油圧ショベル (株式会社小松製作所)
型 式 PC78US-10
原動機の型式 コマツ SAA 4 D95LE-6
車体番号 36989
年 式 2020 年式

(3) 名 称 クローラ式油圧ショベル (日立建機株式会社)
型 式 ZX75US-5B
原動機の型式 4TNV98C
車体番号 70887
年 式 2016 年式

(4) 名 称 ホイルローダ (日立建機株式会社)
型 式 YDN-H80H
車 番 熊谷 000 る 698
原動機の型式 TD29
車体番号 H80-20577
年 式 2020 年式
総排気量 2.92L
車検証有効期間満了日 令和 8 年 3 月 17 日

3 業務内容

(1) 特定自主検査整備の実施

上記 2 対象車種(1)～(4)の車両について、労働安全衛生法第 45 条及び労働安全衛生規則第 167 条の規定に基づき、特定自主検査整備を実施する。

- 1) 特定自主検査点検整備は、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の特定自主検査記録表に基づき実施することとする。
- 2) 取替を行う部品及び油脂類はメーカー純正品と同等以上の品質を有するものとする。
- 3) 検査が完了したときには、特定自主検査済標章を車両に貼付し、特定自主検査記録表を提出するものとする。

(2) 部品及び油脂類の交換・修理

- 1) 2 対象車種(1)～(4)の車両について、エンジンオイル、オイルエレメント、燃料エレメント及び燃料プレフィルターの交換とグリースアップを行う。

なお、使用する部品及び油脂類はメーカー純正品又は同等品の新品とする。

- 2) 2 対象車種(3)の車両のアーム部左右のLED 探照灯2カ所が断線等により正常に点灯しないので、その交換。探照灯の位置については、別添写真参考。

(3) 車検整備の実施

対象車種(4)の車両について、車検整備を行い、自動車検査証の有効期間満了日までに新たな自動車検査証の交付を受ける。

(4) 整備等により発生した部品等について

整備と交換により発生した交換後の古い部品、油脂等については、受注者の責により適正に処分するものとする。

4. 引取・納車場所

埼玉県行田市大字須加字船川 4369 独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所

5. 業務期間

契約締結の翌日から令和8年3月17日までとする。

ただし、3 業務内容 (1)特定自主検査整備の実施及び(2)部品及び油脂類の交換・修理については、契約締結後40日以内に実施することとする。

なお、業務の実施日時については、発注者と受注者が協議の上、決めることとする。

6. 契約変更

業務を行う中で、他に修理、部品の交換等を要するものを確認した場合は、受注者は発注者に報告し、発注者と協議を行った上でこの契約を変更するものとする。

7. その他

- (1) 業務が完了したときには、業務完了届を提出し、履行確認を受けるものとする。
- (2) 業務上において、対象車両または附属施設及び設備等に受注者の重大な過失により損害を与えた場合は、受注者の負担にて賠償するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項について、疑義等が生じた場合は、発注者と受注者の双方が協議して定めるものとする。